

# 運営権者収受額の定期改定内容

---

宮城県企業局水道経営課

# 1. 料金等及び料金等改定の仕組み

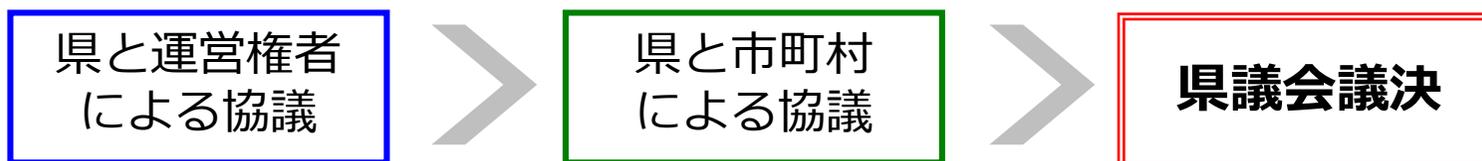
- 水道用水供給事業及び工業用水道事業における「水道料金」、流域下水道事業における「維持管理負担金」は、業務分担に応じて県と運営権者がそれぞれ収受する。

※ なお、市町村及び工水ユーザー企業に負担をかけないように、料金等は県が一括して徴収する。



## 料金等の改定

- 水道料金及び流域下水道の維持管理負担金は県条例に規定しているため、料金等の改定には、**県と市町村による協議**を経て、**県議会の議決**が必要。
- 今後も5年に1回を基本として定期改定を行う。



## 2. 料金等改定内容

### ➤ 料金改定の背景

- 仙塩など7つの流域下水道事業の維持管理負担金は、現行単価の期間が令和6年度1年間となっていることから、令和7年度以降の負担金について単価改定を行うもの。

※令和6年度定期改定検討段階において物価の安定が見込めず、令和6年度1年間の「臨時改定」として対応した。

### ➤ 対象事業

仙塩（3市2町）、阿武隈川下流（5市6町）、鳴瀬川（1市1町）、  
吉田川（1市2町1村）、北上川下流（2市）、北上川下流東部（1市1町）、迫川（2市）

### ➤ 対象期間

令和7年4月1日から令和11年3月31日まで（4年間）

### 改定内容

(単位:円/m<sup>3</sup>)

流域	現行単価 (R6) 【税込】	改定単価 (R7~R10) 【税込】	比較増減	改定単価 (R7~R10) 【税抜】
仙塩	44.8	42.5	▲2.3	38.6
阿武隈川下流	57.3	49.3	▲8.0	44.8
鳴瀬川	92.3	89.5	▲2.8	81.3
吉田川	58.6	55.3	▲3.3	50.2

(単位:円/m<sup>3</sup>)

流域	現行単価 (R6) 【税込】	改定単価案 (R7~R10) 【税込】	比較増減	改定単価 (R7~R10) 【税抜】
北上川下流	91.2	89.1	▲2.1	81.0
北上川下流東部	147.7	147.2	▲0.5	133.8
迫川	147.3	137.9	▲9.4	125.3

※単価改定（条例改正）に併せ、水道用水供給事業及び工業用水道事業における「水道料金」と同様に外税表記とした。

### 3. 運営権者収受額の定期改定のルール（1）



- 運営権者収受額の金額と改定ルールは実施契約書に規定。
- 運営権者収受額の改定は、需要変動（水量見込）や、物価変動等（日銀物価指数等の指標）に限定される。

【算出式（定期改定の場合）】 実施契約書 別紙10-3

**改訂後の月次運営権者収受額** = 月次運営権者収受額 × **変動指標**

**変動指標** = ( **a** × 需要変動比率 × 物価変動比率 )  
+ ( **b** × 物価変動比率 ) + **c**

**a** : 薬品費、動力費及び廃棄物処理費の費用構成割合の合計値

**b** : 人件費、修繕費、保守点検費、償却費、資産減耗費及びその他営業費用の構成割合の合計値

**c** : 公租公課及び事業報酬の費用構成割合の合計値

## 4. 運営権者収受額の定期改定のルール（2）

### ➤ 参照される物価指標

物価指標①：宮城県が公表する名目賃金指数（宮城県、電気・ガス・熱供給・水道業、30人以上）

物価指標②：日本銀行が公表する消費税を除く企業物価指数（無機化学工業製品）

物価指標③：日本銀行が公表する消費税を除く企業物価指数（電力・都市ガス・水道）

物価指標④：日本銀行が公表する消費税を除く企業向けサービス価格指数における参考指数としての消費税を除く基本分類指数（総平均）

物価指標⑤：国土交通省が公表する建設工事費デフレーター（税抜）（上・工業用水道）

### ➤ 需要変動比率：

直後に到来する料金期間における水量見込 ÷ 当初長期水量見込のうち、直後に到来する料金期間に対応する部分の水量見込

### ➤ 物価変動比率：

- 人件費**の物価変動費の合計額に占める割合×（直後に到来する定期改定実施年度の3年度前の事業年度1年間における物価指標①の平均値÷令和2年度の事業年度1年間における物価指標①の平均値）
- + **薬品費**の物価変動費の合計額に占める割合×（直後に到来する定期改定実施年度の3年度前の事業年度1年間における物価指標②の平均値÷令和2年度の事業年度1年間における物価指標②の平均値）
- + **動力費**の物価変動費の合計額に占める割合×（直後に到来する定期改定実施年度の3年度前の事業年度1年間における物価指標③の平均値÷令和2年度の事業年度1年間における物価指標③の平均値）
- + **修繕費、保守点検費、廃棄物処理費、資産減耗費及びその他営業費用**の物価変動費の合計額に占める割合×（直後に到来する定期改定実施年度の3年度前の事業年度1年間における物価指標④の平均値÷令和2年度の事業年度1年間における物価指標④の平均値）
- + **償却費**の物価変動費の合計額に占める割合×（直後に到来する定期改定実施年度の3年度前の事業年度1年間における物価指標⑤の平均値÷令和2年度の事業年度1年間における物価指標⑤の平均値）

## 5. 運営権者収受額の定期改定の概要（実施契約書 第55条）

- 実施契約書及び覚書に基づき、各料金等の改定日である令和7年4月1日に運営権者収受額の改定を行うもの。
- 県が市町村から徴収する下水道維持管理負担金の改定については、令和6年9月県議会において議決済み。

### <運営権者収受額の定期改定の概要>

- **対象事業** : 流域下水道事業
- **対象期間** : 流域下水道事業

令和7年4月1日から令和11年3月31日まで（4年間）

# 6. 定期改定後の月次運営権者収受額



(金額：円)

事業種別	事業名	月次運営権者収受額	R6定期改定後 /R7定期改定前	R7定期改定後	変動指標	比率	
						需要変動	物価変動
下水道 事業	仙塩流域下水道事業	108,326,251	112,333,687	122,706,627	1.133	1.054	1.130
	R6定期改定後/R7定期改定前との差額			+10,372,940			
	阿武隈川下流流域下水道事業	104,919,260	109,038,850	118,268,503	1.127	1.071	1.121
	R6定期改定後/R7定期改定前との差額			+9,229,653			
	鳴瀬川流域下水道事業	14,107,732	14,380,228	15,464,593	1.096	0.990	1.113
	R6定期改定後/R7定期改定前との差額			+1,084,365			
	吉田川流域下水道事業	38,030,182	38,870,959	41,671,441	1.096	1.026	1.101
	R6定期改定後/R7定期改定前との差額			+2,800,482			
下水道4事業合計			274,623,724	298,111,164			
R6定期改定後/R7定期改定前との差額				+23,487,440			

※ 変動指標等は簡易的に小数点以下3桁で表示している